

**障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会
議論のまとめ（報告）**

**別添：障害者の生涯学習の推進に向けて
関係機関に期待される取組**

(1) 教育委員会	19
(2) 公民館・生涯学習センター	21
(3) 図書館	23
(4) 特別支援学校等	25
(5) 大学等の高等教育機関	27
(6) 障害福祉担当部局等	29
(7) 社会福祉協議会	31
(8) 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等	33
(9) 生涯学習事業に取り組む NPO 等（当事者団体等含む）	35

(1) 教育委員会

期待される取組 :

- ・教育振興基本計画や社会教育・生涯学習推進計画等への障害者の生涯学習に関する位置づけと目標管理
- ・障害福祉関係部局等と連携した推進体制の構築
- ・障害者の生涯学習に関するニーズの調査・把握
- ・障害者の生涯学習に関する取組状況や地域資源等の情報収集・発信
- ・障害理解や合理的配慮の実施等に関する研修等の企画・実施
- ・各種会議体（社会教育委員や公民館運営審議会等）への障害者本人の参画

想定される担い手 :

- ・社会教育主事（社会教育指導員等を含む）
- ・社会教育・生涯学習担当部局職員
- ・特別支援教育担当部局職員（指導主事等を含む）

（現状と課題）

生涯学習社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、誰もが生涯を通して学ぶことのできる環境を整備し、地域の多様なニーズに応じて生涯学習活動を支援していくことは、教育委員会における社会教育・生涯学習担当部局職員の基本的なミッションである。

しかし、「障害者支援＝福祉分野の施策・取組」という行政内部における役割分担の先入観は根強く、教育と福祉の狭間で、学校卒業後の障害者の学びの支援が抜け落ちてしまっている現状がある。

また、障害者の生涯学習に関する先進的な実践の経験やノウハウは、NPOや大学等の民間団体に蓄積されていることが多いため、教育委員会においては、今後、いかに民間団体、障害者福祉担当部局等と連携・協働しつつ、障害者の生涯学習を推進していくことができるかが課題となっている。

（教育委員会に期待される取組）

教育委員会においては、まず域内の障害者の生涯学習に関するニーズや現状を調査・把握し、教育振興基本計画や生涯学習推進計画等への位置づけと目標管理を行ながら、計画的に施策を推進していくことが求められる。また、障害者の生涯学習の推進の計画等の検討においては、特別支援学校・特別支援学級を含む学校の教育課程と卒業後の学びへの接続、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、障害者スポーツ、障害者の文化芸術活動等の関連施策との連携が重要である。こうした関係する情報を収集し、関係者と共有していくことが求められる。

実際に事業を推進していく過程では、障害者福祉担当部局等との連携が必要不可欠である。「障害者支援＝福祉分野の施策・取組」という認識から脱却し、教育と福祉が連携して施策を推進していくことが重要であり、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議

会等の場に社会教育・生涯学習担当部局職員が参画するなど、教育と福祉の両輪で障害者の生涯学習を推進していくことが期待される。

また、社会教育施策・計画づくりへの障害者本人の参画も重要な課題である。社会教育の分野ではこれまででも、地域住民の声を施策や事業に反映する仕組みが重視されてきたが、障害者本人の参画は必ずしも進んでいない。社会教育委員や公民館運営審議会・図書館協議会等の各種会議体に障害者本人が参加・参画することで、当事者の声を施策や事業に反映できるような環境整備が求められる。その際は、障害者本人のニーズに基づく十分な合理的配慮の提供がなされる必要がある。

こうした体制整備と共に、社会教育主事や担当職員が障害や障害者の生涯学習の先進事例等について学ぶ機会、障害者本人・障害者団体等と接してニーズや意見を把握する機会を作り出していくことも必要である。例えば、文部科学省の「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を活用した「障害者の生涯学習推進コンソーシアム形成事業」に取り組む北海道教育委員会では、令和2年度に道教育委員会社会教育主事を対象とした障害者の生涯学習に関する基礎的な研修を実施し、令和3~4年度はその社会教育主事による道内 178 市町村教育委員会等職員対象研修会の実施を推進している。このように、都道府県の場合は域内の市区町村担当職員、市区町村の場合は所管する社会教育施設等の職員を対象に、障害者の生涯学習に関する研修を行い、社会教育事業における障害者対象事業実施のハードルを下げ、合理的配慮等の提供が適切に行われるようになることが求められる。

(社会教育主事や生涯学習担当者に求められる役割)

社会教育主事等は、上述した教育委員会に期待される取組を推進するため、中心的な役割を担うことが求められる。その際に重要な観点は、社会教育主事がすべての役割を担うのではなく、いかに多様な実施主体や担い手を繋ぎ合わせ、効果的にコーディネートしていくかという点である。特に、教育委員会内部はもとより、障害者福祉担当課をはじめとした行政内の他部局や特別支援学校、民間団体等とのネットワークを構築しつつ、多様な人材を結び付け、時に頼りながら、障害者の生涯学習を推進していくことが期待される。

もちろんそのためには、日ごろから高いアンテナを張り、地域で活動するNPO等の民間団体や担い手となり得る人材ともコミュニケーションを取りながら、必要な情報を収集しておくことが欠かせない。

社会教育主事等は、誰一人取り残すことなく、すべての人に必要な学びの機会を提供するという生涯学習の理念を社会教育行政の専門職の立場から再認識し、地域資源を最大限に活かした多様な学びの環境を醸成していくことが求められる。

(2) 公民館・生涯学習センター

期待される取組 :

- ・ニーズに応じた合理的配慮の提供
- ・障害者の参加を想定した講座、集会、イベント等の事業実施
- ・障害福祉関係部局と連携した事業の実施
- ・障害の有無にかかわらず参加できる団体・サークルの育成・支援

想定される担い手 :

- ・公民館・生涯学習センター職員
- ・その他社会教育施設職員
- ・社会教育関係団体・学習サークル関係者、地域住民

(現状と課題)

公民館・生涯学習センターに関しては、一部の市区町村において長く取り組まれてきた障害者青年学級等の事業の蓄積や成果が極めて重要であり、障害者の生涯学習の推進主体としての期待も大きい。

しかし、文部科学省の調査¹⁵によれば、「障害者の学習支援の経験がない」公民館・生涯学習センターが多数であり、地域間で取組の有無に大きな格差がある。

全国の公民館・生涯学習センターにおける諸活動にそもそも障害者が参加できていない現状を変えていくために、障害者を対象とした事業の実施や、誰もが障害の有無にかかわらず学ぶことができる環境の整備が、喫緊の課題となっている。

(公民館・生涯学習センターに期待される取組)

公的な施設として、今後、公民館や生涯学習センター等の社会教育施設が障害者の生涯学習の推進に向けて果たす役割は極めて重要である。障害者の参加を想定した学級・講座やイベントの実施を通じて、障害の有無にかかわらず、すべての地域住民に開かれた学びの場を提供していくことが求められる。

その際、前述した福祉関係部局との連携が、ここでも重要となる。兵庫県朝来市和田山生涯学習センター¹⁶が主催する知的障害者を対象とした講座「知的障害者オープンカレッジ」¹⁷では、福祉関係者(相談支援専門員や福祉事業所職員等)が多く関わり、教育と福祉が連携して障害者の生涯学習を推進することで、障害者本人の生活のニーズに即した、効果的な学びの場が展開されている。地域住民との距離が近い公民館・生涯学習センターでは、地域の障害福祉サービス事業所や障害者団体とも連携して事業を企画・立案すること

¹⁵ 平成30年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm

¹⁶ 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01728.html

¹⁷ 障害者の生涯学習実践紹介動画「共に学び ひろがる世界 2～障害者×生涯学習～」

<https://www.youtube.com/watch?v=mtCQbH-1VUc>

で、特に効果的な学習機会を提供することが期待される。

一方で、これまで障害者の生涯学習に関する事業を実施してこなかった公民館・生涯学習センターでは、まずは既存事業において、合理的配慮提供の準備があることを周知し、ニーズに応じた基礎的環境整備や適切な合理的配慮を提供して障害者の参加を得る等の段階を踏み、徐々に事業を拡充していくことが求められる。障害者だけを対象とした講座だけではなく、健常者と共に同じ時間を過ごし、他者との関わり合いの中で、両者が学び合えるような場をつくることは、共生社会をつくっていく上でも必要な取り組みである。

さらに、障害の有無を問わず参加できる団体やサークルを育成し、障害者が事業実施後も継続して学ぶことができる環境を醸成することも必要である。

(公民館・生涯学習センター職員に求められる役割)

実際の事業実施の担当者として、障害者の参加を想定した講座やイベントの企画・立案、実施運営を行っていくことが求められる。その際、障害者と同じ目線から、寄り添ったコミュニケーションを図り、適切な合理的配慮を提供していくことが必要である。障害者が何を求め、どんな配慮が必要なのか、しっかりと対話し、向き合っていく姿勢が求められる。

さらに、兵庫県朝来市の事例からもわかるとおり、障害者の学びの幅を広げるためには、福祉関係者や地域住民の協力が欠かせない。公民館や生涯学習センター内部だけではなく、教育委員会の社会教育主事等や地域の障害福祉サービス事業所、障害者団体等とも連携しながら、地域資源を把握・活用し、多様な学びの場を提供していくことが求められる。

また、学びの場をつくるだけではなく、講座等の終了後も、障害者が継続して学び続けることができる環境を、職員が意図的につくっていいくことも重要である。例えば、講座の中で他の社会教育関係団体との交流機会をつくる、自主サークル化を念頭においたプログラム編成や人材配置を行うなど、学びの循環を生み出す工夫を行うことも期待される。

社会教育主事等と同様、公民館・生涯学習センター職員においても、障害の有無にかかわらず、多様なニーズに応じた生涯学習活動を支援するという基本的なミッションは変わらない。最も重要なことは、公民館・生涯学習センターの職員自身が、障害者の生涯学習を推進していく最前線の立場に居ることを自覚し、障害者の学びの場の拡充に向けた取組を開始することである。

なお、これらの観点は、博物館や文化ホール、スポーツ施設等のその他の社会教育施設においても同様である。事業の

内容・方法、それに基づく合理的配慮の提供内容等は各施設において異なるが、社会教育施設職員に求められる視点や役割は共通しているといえる。

(3) 図書館

期待される取組 :

- ・地方公共団体における「読書バリアフリー計画」の策定
- ・障害者サービスやアクセシブルな書籍等の提供・充実
- ・読書バリアフリーの取組に関する周知・啓発

想定される担い手 :

- ・司書、図書館職員
- ・ボランティア、図書館協力者等

(現状と課題)

読書は生涯にわたり個人の学びや成長を支えるものであるが、障害者が利用可能な書籍等はいまだ少なく、図書館におけるサポートも十分ではない。このような現状を踏まえ、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年法律第49号、以下「読書バリアフリー法」)が令和元年6月に制定された。また、読書バリアフリー法第8条に基づき、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」¹⁸ (以下「基本計画」)が令和2年7月に策定された。地方公共団体とりわけ公立図書館においては、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、基本計画を勘案しながら、障害者の読書環境の整備を推進していくことが求められる。

(主に公立図書館に期待される取組)

各館の特性や障害のある利用者のニーズ等に応じ、障害者サービスの充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍や電子書籍等¹⁹ (以下「アクセシブルな書籍等」)の充実、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、段差の解消や対面朗読等の施設整備、拡大読書器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、端末機器等やICTの利用支援、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及びサピエ図書館や視覚障害者等用データ送信サービス等のインターネットを利用したサービスの活用などが求められる。東京都調布市立図書館では、「利用支援サービス」として、図書館への来館や読書に困難がある方を対象に様々なサービスを提供している²⁰。また、読書バリアフリー法第8条に基づき、地方公共団体においても、基本計画を勘案し、「視覚障害者等の読書環境の整備に関する計画（読書バリアフリー計画）」の策定に努めるとともに、都道府県と市区町村、社会教育部局と障害福祉部局、あるいは公立図書館と点字図書館等で組織的に連携

¹⁸ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(令和2年7月、文部科学省、厚生労働省策定) https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00822.html

¹⁹ 視覚障害者等が利用しやすい書籍は、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等がある。視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等は、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等がある。

²⁰ 文部科学省「社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する調査（令和元年度）」 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00929.html

し、障害者の読書環境の整備に取り組んでいくことが期待される²¹。

(司書等、図書館職員等に求められる役割)

前述の取組を実施する担い手として、司書並びに図書館職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「図書館職員等」）が挙げられる。公立図書館では様々な障害者が利用することが想定されるため、図書館職員等は、図書館利用や読書におけるそれぞれの障害種のニーズ等を適切に理解し、障害のある利用者一人ひとりに応じた障害者サービスやアクセシブルな書籍等を提供していくことが求められる。アクセシブルな書籍等を適切に製作し提供するためには、著作権法第37条の権利制限について正しく理解することが必要である。

また、まずは障害者本人や家族等に、読書バリアフリー法や障害者サービス、インターネットによるサービス、アクセシブルな書籍等について知ってもらうことが重要であり、音声読み上げが可能な「読書バリアフリー啓発用リーフレット」²²のPDFやテキストデータ、サピエ図書館で公開している点字版とマルチメディアディジタル版の活用等により、わかりやすい情報提供を周知・充実する必要がある。さらに、障害のある潜在的な利用者に情報を届けるために、一般市民等への啓発機会の充実も重要である。

なお、障害のある利用者のニーズ等に適切に応えるためには、障害者本人でピアサポートができる図書館職員等の活躍促進も重要である。

²¹ 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定について
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01134.html

²² 「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる『読書バリアフリー法』～」（啓発用リーフレット）https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html

(4) 特別支援学校等

期待される取組 :

- ・教育課程における生涯学習の意欲向上の取組
- ・地域と連携した卒業後の学びにつながる取組
- ・同窓会組織等の卒業生支援の在り方の検討
- ・退職教職員の生涯学習における活躍推進

想定される担い手 :

- ・教職員
- ・地域学校協働活動推進員、ボランティア
- ・教職員 OBOG 等

(現状と課題)

多くの特別支援学校では進路指導として、就労（福祉サービス利用含む）に関すること、生活に関すること、そして余暇に関することへの指導は行っているが、その際に学校卒業後の「学び（生涯学習）」に関する観点が取り上げられることは少ない。

平成31年2月公示の特別支援学校高等部学習指導要領では、各学校において教育課程を編成するにあたり、生涯学習への意欲を高めるとともに、社会教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めることと明記されている。また、同解説では、生涯学習への意欲の向上についての重要性等が示されている。これらを踏まえ、学校教育課程の段階から生涯学習の意欲向上に向けた取組を実施していくことが極めて重要である。

文部科学省では、こうした課題を踏まえて、障害者の生涯学習啓発リーフレット²³を作成し、全国の特別支援学校等へ配布した。東京都立青峰学園では、高等部卒業を前に「私の移行計画」を作成するための单元、キャリアガイダンスでこのリーフレットを活用した授業を行っている。障害のある生徒が、具体的な生涯学習の場を知り、学校を卒業しても学び続けたいことや卒業後に自分のやりたいことなどを考える活動等を通して、生涯学習への意欲を高めていく取組である。

（特別支援学校と教職員に期待される取組）

特別支援学校の教育課程のなかで生涯学習の意欲向上に向けた取組を実施するにあたり、卒業後の具体的な活動につなげるためには、社会教育や文化及びスポーツ、企業、福祉、高等教育機関などとの密接な連携を図ることが非常に有効である。千葉県立特別支援学校市川大野高等学園では、令和3年度からコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会のなかに設置された生涯学習部会において、生涯学習支援の取組を企画・運営し、推進する場を確保すると共に、生涯学習講座の講師や運営の人材を確保するため、学校支

²³ 「【わかりやすい版】だれでもいつでも学べる社会～～障害のある・なしに関係なく共に学べる生涯学習について～」 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00601.html

援サポーターの運用を始めている²⁴。このサポーターは在校生の学習活動や部活動の指導・支援にも大きな役割を担っている。

また、多くの特別支援学校には同窓会等の卒業生団体があり、学校行事等に合わせて年数回の活動を行っている。令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体には、同窓会が卒業生の生涯学習活動を支援する事例²⁵も見られた。同窓会の組織編成や活動内容に、卒業生が生涯にわたって学び続ける観点を追加することで、同窓会も障害者の生涯学習活動の担い手になり得る。

(特別支援学校等と教職員に求められる役割)

特別支援学校等と教職員には、進路指導を中心とした教育課程内の取組において、児童生徒の生涯学習の意欲向上を目指すことが求められる。さらには、卒業生だけでなく地域の障害者に視点を向けていくことや同窓会等を通じて直接、生涯学習の機会を提供することも期待されるが、教職員の働き方改革が推進されていることもあり、特別支援学校の教職員中心の取組からの脱却も必要である。また、教職員たちの意識が、卒業生をいつまでも「教え子」として見てしまう傾向、教職員と生徒の固定的な関係が続いてしまう懸念もある。

これからは、特別支援学校が特別支援教育のセンター的機能を発揮し、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の仕組みを活用した地域とともにある学校づくりを進め、地域における特別支援教育の啓発や障害者の生涯学習の取組を関係者の協力を得て地域中心で展開することが望ましい。また、特別支援学級を設置する学校等においても同様に、障害のある在学生に対する働きかけや卒業生のアフターケアなどの観点から、地域ネットワークの一端を担っていくことが期待される。

また、活発な生涯学習活動事例のなかには、教職員 OBOG の存在が際立っている場合がある。学校外における生涯学習を進めていく駆動力として、教職員経験者が重要な役割を果たすことが求められている。教職員経験者は学びの場のつくり方、障害特性等を考慮した個に応じた対応、学びに向かう前提となる安心できる人間関係づくりという面で多大な貢献をしている。今後も、地域中心の生涯学習の場づくり、具体的な取組の推進などにおいて、コーディネーターやアドバイザー、学習支援者等の役割を担うことが期待される。

²⁴ 千葉県立特別支援学校市川大野高等学園 <https://cms2.chiba-c.ed.jp/ichikawaono-sh/>

²⁵ 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体（同窓会旭出あおば会、愛媛大学教育学部附属特別支援学校同窓会虹の会）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01728.html

(5) 大学等の高等教育機関

期待される取組 :

- ・知的障害者を対象とした公開講座・オープンカレッジ等の取組、履修証明制度等の活用検討
- ・行政等と連携した人材養成や関連する情報収集・整理・発信等
- ・地域と連携した学生サークル等の活動充実

想定される担い手 :

- ・大学職員、研究者、学生、社会連携センター等の教職員
- ・学生サークル、サークル活動等を指導・支援する教職員

(現状と課題)

1990 年代後半以降、東京学芸大学や大阪府立大学をはじめとする複数の大学で、知的障害者の学校卒業後の学びの機会の確保を目的としてオープンカレッジや公開講座等の取組が行われてきた。令和 2 年度の文部科学省の調査によれば、主に知的障害者を対象とした公開講座・オープンカレッジ等を開催している大学は、全国で 30 程度であった²⁶。これらの大学では、整備された学習環境や専門性の高い教職員の貢献等で、多様な生涯学習プログラムが開発され、障害者に質の高い学びの機会が提供されている。

しかし、過去に実施していたものの、現在は実施していないという大学もある。取組を継続できていない主な理由として、中心となっていた教職員の退職や異動等が挙げられるなど、大学における障害者の学びの場の継続には課題がある。大学等の高等教育機関には、これまで障害者が高等教育の機会を十分に享受できてこなかった現状も踏まえ、障害学生支援の充実に加え、知的障害者を対象とした公開講座・オープンカレッジや履修証明制度等の取組を大学の社会貢献活動の一つに位置付けるなど、これまで教職員個人の活動として行われがちだった取組が組織に認知されて本務となるよう、取組への理解促進や体制づくりが求められている。

(大学等の高等教育機関に期待される取組)

オープンカレッジや公開講座を中心とした知的障害者を対象とした大学等の取組は引き続き重要であるが、近年では知的障害者の生涯学習機会を大学等の制度として位置付ける取組も始まっている。その一つが学校教育法第 105 条に基づいて「特別の課程」を編成し、大学が履修証明を行うプログラムを実施する履修証明制度を活用した神戸大学「KUPI (Kobe University Program for Inclusion)」の取組である²⁷。講座は 10 月から 2

²⁶ 平成 30 年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1419306.htm

²⁷ 履修証明制度を活用して知的障害者に大学教育を開く神戸大学の「KUPI」では、一般学生のメンターが障害のある KUPI 学生たちの学びの支援に重要な役割を果たしながら、メンター学生自身も学び合いに参画している。<http://www2.kobe-u.ac.jp/~zda/KUPI.html>

月までの間に週3回（火・水・金）、17時から20時まで開催されており、知的障害のある受講生（KUPI学生）が一般学生とともに講義を受けるプログラムもある。参加条件としては、読み書きに関する能力よりも、本人の学ぶ意欲が重視され、KUPI学生の学びは、教員とともに本事業専属のコーディネーターやメンター役の一般学生が支えている。すべてのプログラムを受講し終えたKUPI学生には、学長名の履修証明書が交付される。この履修証明制度の活用により、障害のある受講生のプログラムが大学の教育課程に明確に位置付けられ、大学教職員や一般学生、メンター学生の積極的な関わりを得られると同時に、一般学生や教職員にとっても貴重な学びの機会になっている。こうした実践モデルを参考に、新たな取組を開始する大学等が増えることが期待される。

また、神戸大学は大学での「特別の課程」の設置とともに、兵庫県教育委員会が取り組む地域コンソーシアムの取組においても、コーディネーターが関連する情報収集・整理・発信に取り組むなど、大学の専門性を生かした役割を果たしている。高等教育機関には、教育委員会や特別支援学校等をはじめとする地域の関係組織と連携して、障害者の生涯学習や共生社会実現に向けた取組を担う人材の養成や、関連する情報収集・整理・発信等の側面で貢献する役割も期待される。

（大学等の教職員や学生等に求められる役割）

大学等の取組としては、地域と連携した学生サークルなどの活動も少なくない。大学や学部等の特色を生かしたイベントを主催して障害者に新たな学びを提供する事例、地域における障害者等のイベントにボランティアとして学生等が参加する事例、市の障害者青年学級事業として学びの場の提供・運営を担う事例などがある²⁸。これらの取組は地域に障害者の学びの機会を提供するだけでなく、学生にとっての学びの充実や、大学による地域貢献活動、共生社会実現に向けた取組促進という面からも大きな意義がある。

また、特別支援教育や社会教育、障害者福祉等を学ぶ学生が、実際の取組に参加した経験や学びを生かして、大学卒業後に教職員や地方公共団体職員、障害者福祉関係職員等として、障害者の生涯学習活動に関わり続けている事例もある。大学として、このような活動を促進する指導体制や支援の取組が求められている。

²⁸ 令和3年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰受賞団体においては、大阪体育大学、九州ルーテル学院大学、筑波大学、名古屋大学、福岡大学の取組が該当する。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01728.html

(6) 障害福祉担当部局等

期待される取組：

- ・障害者計画等における記載等
- ・市町村（自立支援）協議会における取組

想定される担い手：

- ・障害者計画等を担当する障害福祉担当職員、計画策定に関わる関係者
- ・市町村（自立支援）協議会等を担当する障害福祉担当職員
- ・市町村（自立支援）協議会構成メンバー

(現状と課題)

地方公共団体における障害者の生涯学習の取組は、社会教育・生涯学習担当部局と障害福祉担当部局等の谷間に落ち込んでしまい、施策化に至らない地域が多い現状がある。障害福祉担当部局や「障害者福祉センター」等は、社会教育・生涯学習の業務を所管していない場合が多いが、障害者の地域における就労や生活、自立や社会参加に関する相談・支援等の所管業務を通じて、障害者本人の生涯学習や余暇等に関するニーズを把握できる行政機関の一つといえる。

障害者の生涯学習は教育と福祉の連携のもとで成り立つ施策である。例えば、都道府県が設置する身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所等や市町村が設置する地域生活支援事業及び通所自立支援事業等を提供する機関（「障害者福祉センター」）においても、障害者本人のニーズを踏まえ、生涯学習とも密接にかかわる取組も実施されている。社会教育・生涯学習と障害福祉それが行政機関としての役割を分担し、連携を密にしながら、障害者の生涯学習の施策を推進していくことが求められている。

(障害福祉担当部局に期待される取組)

障害福祉担当部局においては、学校卒業後も余暇・レクリエーションや人との出会い、多様な社会体験の機会を求める障害者本人のニーズや学校卒業後の障害者に学び続ける場や機会が不足している地域の現状等も踏まえ、障害者計画等において障害者の生涯学習を位置づけ、具体的な目標等を記載していくことが期待される。

((自立支援) 協議会に期待される取組)

障害者総合支援法では、関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う（自立支援）協議会の設置に努めることを地方公共団体に求めている。地域の実情に応じ、市町村の（自立支援）協議会を通じて、障害者の生涯学習に関する取組を推進することも考えられる。

福井市では、障害のある人がより自分らしい生活を送るために、人との出会いや交流、社会体験の場等の情報提供を求めて、相談支援事業所に相談するケースが増えていた。そ

ここで、福井市障がい者自立支援協議会²⁹では、専門部会の一つ、居宅生活支援部会において交流や活動の場の必要性や意義を議論し、福井市内を中心に生涯学習や余暇・レクリエーション等の活動をしている各種団体や事業所等を対象に、活動状況のアンケート調査を行った。その結果は、冊子「みつけよう！じぶんのやりたいこと～障がい者のためのクラブ・サークル紹介～」³⁰にまとめられ、障害者の社会参加の幅を広げるきっかけとなることを目指して発行されている。

(障害福祉担当課職員や（自立支援）協議会関係者に求められる役割)

福井市の取組は、相談支援等の事業を通じて相談支援専門員等が障害者の生涯学習のニーズをくみ取り、（自立支援）協議会が障害者の地域でのサークル活動をはじめとする生涯学習情報の収集・発信を行った貴重な事例といえる。

この事例のように、障害者の課題やニーズを把握する立場にある相談支援専門員等が生涯学習のニーズをくみ取ることや、個別のニーズの集約から抽出された生涯学習に関する地域全体のニーズを、生涯学習の関係者につないでいくことなどが重要である。

そのためには、（自立支援）協議会の構成メンバーに、学校のみならず社会教育・生涯学習の担当部局や関係者を加えるなどの方策も考えられる。

²⁹ 福井市障がい者自立支援協議会

<https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117.html>

³⁰ 福井市障がい者自立支援協議会 居宅生活支援部会「みつけよう じぶんのやりたいこと～障がい者のためのクラブ・サークル紹介～」

https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p011117_d/fil/yokashienR2-3.pdf

(7) 社会福祉協議会

期待される取組 :

- ・福祉教育を通じた障害理解の促進
- ・ボランティア支援・育成の取組、ボランティアコーディネート

想定される担い手 :

- ・社会福祉協議会ボランティアセンター職員、ボランティアコーディネーター等

(現状と課題)

社会福祉協議会では、障害理解を促進する福祉教育や障害者の生涯学習に参加・参画するボランティアの育成・コーディネートの取組が求められている。

障害者の生涯学習の担い手は、コーディネーターと講師だけではなく、学習者の学びをサポートする有償・無償のボランティアが重要な役割を担う場合がある。

例えば、一部地域の障害者青年学級や大学における障害者の生涯学習の取組においては、大学生等のボランティアスタッフの役割が非常に大きい。「共に学ぶ当事者」になりえるボランティア参加者は、障害者の学習活動を補助的に支援するだけではなく、対等な立場で人間関係を育みながら障害者の学びに伴走する「メンター」としての役割を果たしている場合もある³¹。こうしたボランティアスタッフが自らも共に学ぶ視点を持ち、障害に対する見方や考え方を変えていく学びは、共生社会に求められる福祉教育・ボランティア学習としての側面を有している。こうした障害者の生涯学習活動は、障害者本人のみならず、ボランティア参加者にとっての学習効果も大きいと考えられるが、実際にはボランティア参加者の不足に悩むケースが多い。

(社会福祉協議会に期待される取組)

社会福祉協議会の多くは、ボランティア支援センターを併設しており、ボランティアの育成やコーディネート、福祉教育の取組等を推進する役割を持っている。社会福祉協議会における福祉教育の取組は、学校教育と連携して実施される場合が多いが、今後はボランティア育成や福祉教育を目的として行われるボランティア体験活動や障害理解の講座等を障害者の生涯学習活動と結び付けていく取組が期待される。

(社会福祉協議会ボランティアコーディネーターに求められる役割)

社会福祉協議会ボランティアセンター職員やボランティアコーディネーターには、地域の障害者の生涯学習に関わる取組の把握や連携のコーディネートが求められる。その際には、地域のボランティア団体や社会教育施設等との連携の推進と共に、地域の大学等

³¹ 例えば、東京都国立市公民館の「しょうがいしや青年教室」で活動する主に10～30歳代のボランティアスタッフは、知的障害のあるメンバーの活動を支えながら、日常活動で起こる様々なトラブルや葛藤を話し合いや学習会、記録誌作成等の活動を通じて乗り越えようとする学びを展開する。また、神戸大学KUPIでは、大学生が「メンター」としてKUPI学生の支援を行っている。詳細は事例集を参照。

の関係者とも連携して大学生等を障害者の生涯学習活動につなぐなど、ボランティアを育成し、現場にコーディネートする役割が求められている。

その際には、ボランティアの参加者を学習者として位置づけ、ボランティアの学習を支援していく福祉教育の視点が重要である。

(8) 障害福祉サービス等を実施する社会福祉法人等

期待される取組 :

- ・障害福祉サービス等を通じた生涯学習に類する取組
- ・「地域における公益的な取組」等における生涯学習や「共生社会に資する取組

想定される担い手 :

- ・運営に関わる人、職員・ボランティア、障害者本人

(現状と課題)

障害者は学校卒業後、企業等に就労したり障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送ることが多い。その一方で、学校卒業後も引き続き学びの機会を得て、多様な生活体験や職業体験、他者とのコミュニケーションを行ったりする中で、生活や就労の基盤となる力を身に着け、成長したいと考えている人もいる。

こうした障害者の生涯学習の必要性について認識し、取組を行っている障害福祉サービス事業所職員も少なくない。障害福祉サービスを利用する障害者は、家庭と事業所との往復の日常生活になりがちであるため、制度の内外において生活全般を豊かにするための余暇・レクリエーション活動支援を目的として学びの機会を創り出したり、地域の他機関につなげたりしている事業所も多くある。また、学校卒業後の一定期間、学びの機会を提供する生涯学習と関連の深い事業内容を展開する事業所もある。

しかし、そうした必要性を認識しつつも、生涯学習支援のノウハウや地域資源の情報等の不足により、思うように生涯学習に関する取組や情報提供が実施できていない障害福祉関係職員も多いと考えられる。

(期待される取組)

例えば、各地域の地域活動支援センターでは、地域の実情に応じて、創作的活動、生産活動、社会との交流を促進する活動などが行われており、こうした取り組みにおいても、知的好奇心の探求の要素が取り入れられ、日常的な生活をより豊かなものにしている。また、自立訓練（生活訓練）事業では、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等を図る支援活動が一定期間にわたり行われている。

近年では、障害者等が農業分野で活躍する「農福連携」の取組も広がりを見せている。この取組は、障害者が農作業を通じて自信や生きがいを持って社会参画を実現していくものである。農福連携に取り組むことは、障害者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあると期待されている。さらに、他の障害福祉サービスと組み合わせて、障害者の文化芸術活動を支援する福祉施設も近年増加しており、生涯学習と関連の深い取組として障害者の成長や社会参加を支援する重要な機会となっている。

これらの取組は、公的な補助金等により運営されていることが多く、事業本来の趣旨・目的を逸脱することはできないが、その一方で、障害者の成長や自立、社会参画を促進し、

人生をより豊かにしていくことを目指しているという観点は、いずれの取組においても共通する。

障害者雇用が進展する一方で、障害者は就職後早期に離職する場合も多く、その要因として職場での人間関係やコミュニケーションのトラブル、自らの能力を十分に発揮する機会に恵まれないなどのミスマッチ等も指摘されている。障害者の個別のニーズに応じて、学校卒業直後の一定期間、障害福祉サービス等と連携して学びの機会を提供していく取組には、こうした課題への対応としても期待が寄せられている。

人が人生を豊かに生き、成長していくためには、広い意味での「学び」の視点が欠かせない。障害福祉サービス等との連携により、障害者本人一人一人が意欲をもって効果的に学び続け成長していくことができる取組が期待される。

(求められる役割)

こうした現状から、障害福祉サービス事業所等の障害福祉関係職員は、障害者の余暇や生涯学習のニーズを把握し、社会教育・生涯学習関係者と連携・協働できる体制のもとで、生涯学習のノウハウを学んだり、必要な生涯学習支援を創り出したりしていく創意工夫が求められる。また、既存の生涯学習支援の地域資源が他にある場合は、関連情報等を収集して、ニーズを有する障害者本人をつなげていくコーディネートが重要である。生涯学習活動の創出に取り組む人材と、福祉や労働、医療などの分野に携わる人材が連携し、効果的な学びの場づくりを推進するとともに、学びの場に関する情報収集・発信を行うことが求められる。

(9) 生涯学習事業に取り組む NPO 等（当事者団体等含む）

期待される取組：

- ・学びの場づくり
- ・啓発事業の実施
- ・ピアサポート
- ・障害者本人のニーズに基づく政策提言

想定される担い手：

- ・運営に関わる人、職員
- ・ボランティア、障害者本人

(現状と課題)

これまで独自の自主事業として生涯学習に取り組んできた NPO や当事者団体等は、数多く存在しており、実施団体の形態も多様である。これらの取組の多くは、障害者やその身近な人々に寄り添ったものであり、当事者のニーズを踏まえた多彩な活動が行われてきている。

当事者団体や保護者の会などにより、障害者本人やその家族など身近な人々の切実な思いに応えるために始められた活動は、保護者や元特別支援学校教職員等などの献身によって、必ずしも十分ではない体制のもとで運営されている場合も多く、担い手の確保・育成に課題を抱えている。

NPO などの組織的な民間団体においても、組織や制度にとらわれない、柔軟性と機動力のある取組が可能になっている一方で、取組を持続可能なものにしていくための仕組みづくりが課題として指摘されている。

(生涯学習に取り組む各種団体に期待される取組)

各種団体の取組は、組織や制度にとらわれることなく、障害者本人やその身近な人々に思いに寄り添いニーズを踏まえた取組である。その中には、障害者の社会参加を促進する取組が多くみられる。

保護者の会の取組例として、福岡市手をつなぐ育成会保護者会³²では、障害者が社会参加する機会を増やし、地域住民とともに活動する場をつくることを目的として、「超参加型音楽会（MLAP）」³³を実施している。この取組は、音楽の柔軟性を利用して障害が重くても身体と五感を使って本人主体の参加ができる方法を受容するなどの点に特徴がある。

このように、障害の有無にかかわらず、誰もが参加することを可能にすることで、障害者の社会参画等に寄与することが期待される。また、音楽等を通じて日頃障害者との接点が少ない人たちの障害者への理解啓発につながる取組でもあり、その結果、障害者の生涯

³² 福岡市手をつなぐ育成会 保護者会 <https://fiku.jp/hogoshakai/>

³³ 福岡市手をつなぐ育成会 保護者会 MLAP 新着一覧 <https://fiku.jp/hogoshakai/news2.php>

学習の担い手の輪が広がることも期待できる。

また、NPO等の独自事業では、障害者本人のニーズに応じ、組織や制度にとらわれない自由な発想で迅速に取組を実現できる点に特徴がある。例えば、NPO法人障がい児・者の学びを保障する会では、あらかじめ障害者が学ぶべきものが用意されているのではなく、無目的な居場所に自由に参加して互いに対話することからスタートし、その空間から生み出された学びへの意欲や当事者の意志を確認しながら、学びのプログラムへと発展させている。そこから、やがて障害者本人が企画運営に参画し、学びの担い手として、また地方公共団体の施策づくり等への参画主体へ進化・成長していくプロセスが生まれている³⁴。同時に、学びを支えるコーディネーターの側も、障害者との活動に影響を受けながら、共に学び成長している。

同様に、精神障害や発達障害等の当事者団体による実践研究事業の取組においても、障害者が当事者を支援するピアサポート等の実践が有効であることが示されている。

いずれの取組においても、障害者や身近な人々の気持ちに寄り添い、声に耳を傾け、組織や制度にとらわれず、障害者本人中心のプログラムが組み立てられている。今後もこうした柔軟性のある取組が積極的に展開されることが期待される。

(自主事業として生涯学習事業に取り組む各種団体に求められる役割)

NPO等の各種団体の取組は、障害者本人やその周辺の身近な人々の切実な必要性や様々な思い、交流や対話など障害当事者との関わりなどから取組がスタートしていることが多い。そうした点を踏まえると、引き続き、障害者本人等の声やニーズを丁寧に受け止め、発信する存在であることが期待される。

また、取組に、地域における面的なネットワークとの関連で広がりをもたせ、取組を持続可能なものにしていくためにも、地方公共団体や他の地域資源との連携が課題となる。そのための一つの方策として、活動の内容、障害者本人の声やニーズ等を多方面に情報発信していくことも重要である。

組織や制度にとらわれることのない、自由で特色ある活動が可能であることを活かし、障害者本人の声やニーズに柔軟に対応したプログラムを開発する等、この分野の取組を牽引していくパイオニアとしての活躍が望まれる。さらには、国や地方公共団体へ積極的な政策提案を行う、オピニオンリーダーとしての役割も期待される。

³⁴ NPO 法人障がい児・者の学びを保障する会 <https://npo-manabinokai.com/>

同法人が実施する実践研究事業に参加・参画する障害当事者 3 名に学びの成果等に関するヒアリングを実施した。